

水利慣行



水を利用するための慣わしは、全国各地様々ですが、水不足に悩んできた香川県における水利慣行は他よりも複雑で、厳しいものがあります。たとえば河川から水を引くときや ため池の貯留方法などに見られる「承水(引水)・貯留慣行」という取水の権利にかかわるものと、地域内での配水の秩序を定めた「配水慣行」があります。県下で見られる特異な水利慣行としては、「水ブニ」と「地主水」というのがあります。

「水ブニ」とは、香川県東部地方の方言で水の割合とか、水の持ち分という意味で、その土地ごとに固有の持ち分が決まっています、それによって用水の配分を受けることができます。

「地主水」というのは、土地ではなく、人が水をもらう権利を持っているもので、土地を持たず水の権利だけを持っていることもありました。こうした慣行に基づいて水を配る方法として、水を引く時間によるものと、分水工や丈規(じょうぎ)などという分水設備によるものがあります。こうした制度は水が不足し、すべての水田に十分な水が配れなくなったときや、その恐れがあるときに適用されていました。その昔は、干ばつの年に、この慣行にもとづく配水をめぐる争い(水利紛争)が絶えませんでした。香川用水の完成以後は、そうした慣行の厳しさや不合理さは無くなっていきました。